

令和 5 年分 収支内訳書 (不動産所得用)

〔あなたの本年分の不動産所得の金額の計算内容をこの表に記載してください。〕

受付印

⑦、ハの項目は、表面の同じ番号の項目から転記してください。

住所	青森県平川市 柏木町藤山25番地6	フリガナ氏名	ヒラカフ タロウ 平川 太郎	行政区	
職業	会社員	電話番号	0172-44-1111	世帯コード	
				宛名コード	

令和6年2月15日 提出

(自 1月1日 至 12月31日)

○不動産所得の収入の内訳 (書ききれないときには、適宜の用紙に書いて内訳書に添付してください。)

科 目		金額 (円)	
収入金額	賃貸料 ①	2,010,000	
	礼金・権利金更新料 ②	50,000	
	名義書換料その他 ③	40,000	
	小計 (②+③) ④	90,000	
	計 (①+④) ⑤	2,100,000	
経費	給料賃金 ⑥		
	減価償却費 ⑦	1,288,200	
	貸倒金 ⑧		
	地代家賃 ⑨		
	借入金利子 ⑩		
	その他の経費	租税公課 イ	240,000
		損害保険料 ロ	120,000
		修繕費 ハ	50,000
		ニ	
		ホ	1,800
		小計 (イ~ホまでの計) ⑪	411,800
		経費計 (⑥~⑩までの計+⑪) ⑫	1,700,000
		専従者控除前の所得金額 (⑤ - ⑫) ⑬	400,000
		専従者控除 ⑭	
		所得金額 (⑬ - ⑭) ⑮	400,000
土地等を取得するために要した負債の利子の額			

貸家賃等の別	用途 住宅用、住宅用以外等の別	不動産の所在地	賃借人の住所・氏名	賃貸期間 (年・月)	貸付面積 (㎡)	本年中の収入金額 (円)			礼金 権利金 更新料	名義 書換料 その他	保証金 敷 期末残高
						月 額	年 額	円			
貸家	住宅用	平川市〇町1-1	〇〇 〇〇	自至	55.0	50,000	600,000				
貸家	住宅用	平川市〇町1-2	〇〇 〇〇	自至	55.0	50,000	450,000	50,000		50,000	
貸店舗	住宅用以外	平川市〇町1-3	〇〇 〇〇	自至		80,000	760,000		40,000		
駐車場	住宅用以外	平川市〇町1-4	〇〇 〇〇	自至		5,000	60,000				
駐車場	住宅用以外	平川市〇町1-5	〇〇 〇〇	自至		5,000	60,000				
駐車場	住宅用以外	平川市〇町1-6	〇〇 〇〇	自至		5,000	10,000				
貸地	住宅用以外	平川市〇町1-7	〇〇 〇〇	自至	70.0	2月まで5,000 3月から6,000	70,000				
				自至							
				自至							
				自至							
計						① 2,010,000	② 50,000	③ 40,000		50,000	

○給与賃金の内訳

氏名 (年齢)	従事月数	給料賃金賞与 円	合計 円	源泉徴収税額 円
(歳)				
その他 (人分)				
合計	延べ従事月数 月		⑥	

○事業専従者の氏名等

氏名 (年齢)	続柄	従事月数	専従者給与額 円
(歳)		月	
(歳)		月	
合計	延べ従事月数	月	⑭

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	イ 取得価額	ロ 償却の基礎となる金額	償却方法	耐用年数	ハ 償却率	ニ 本年中の償却期間	ホ 本年分の普通償却費 (ロ×ハ×ニ)	ヘ 特別償却費	ト 本年分の償却費合計 (ホ+ヘ)	チ 貸付割合	リ 本年分の必要経費算入額 (ト×チ)	ヌ 未償却残高 (期末残高)	摘要
木造建築(貸家)	55㎡	年 月 ○・○	円 18,000,000	円 18,000,000	定額	年 22	0.046	6月 12	円 414,000	円	円 414,000	% 100	円 414,000	円 6,516,000	
木造建築(貸家)	56㎡	○・○	18,000,000	18,000,000	定額	22	0.046	12 12	828,000		828,000	50	414,000	6,516,000	
木造建築(貸店舗)	57㎡	○・○	9,000,000	9,000,000	定額	22	0.046	12 12	414,000		414,000	100	414,000	6,516,000	
冷暖房設備		○・○	600,000	600,000	定額	13	0.077	12 12	46,200		46,200	100	46,200	330,500	
新たに取得したものなどで計算方法が不明な場合は、取得した物品と取得価額がわかるもの(納品書や領収書など)を持参してください。減価償却費の計算方法が分からない場合は、空欄のままにし、前年の収支内訳書の控えを持参してください。								12							
合計								12	1,288,200			⑦	1,288,200	19,878,500	

○借入金利子の内訳(金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の借入金利子	左のうち必要経費算入額
	円	円	円

○修繕費の内訳

支払先の住所・氏名	工事名又は資材の品名	支払年月日 支払金額	左のうち必要経費算入額
平川市○○町○○1-1	トイレ配管修理	○○・○○・○○ 50,000円	ハ 50,000円

○貸付不動産の保有状況 (空家(空室)、空地を含めて記入してください。)

用途・種類等	数量	用途・種類等	数量	用途・種類等	数量		
住宅用	建物	一戸建	3棟	住宅用以外 (事務所店舗等)	建物	一戸建	棟
		一戸建以外	室			一戸建以外	室
	土地	契約件数	件	土地	契約件数	1件	
		総面積	㎡		総面積	70㎡	
				駐車場	屋根付	台	
					青空	4台	

○地代家賃の内訳

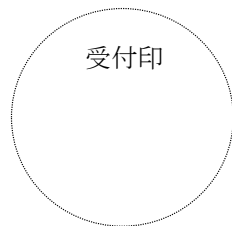
支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等	左の賃借料のうち必要経費算入額
		権更 円	円
		賃	
		権更 円	
		賃	

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	源泉徴収税額
	円	円	円

◎本年における特殊事情・保証金等の運用状況 (借地権の設定に係る保証金などの預り金がある場合には、その運用状況を記載してください。)

--



〔田畑の貸付の場合〕

令和5年分 収支内訳書 (不動産所得用)

〔あなたの本年分の不動産所得の金額の計算内容をこの表に記載してください。〕

Header information table including address (青森県平川市 柏木町藤山25番地6), name (平川 太郎), occupation (会社員), and phone number (0172-44-1111).

令和6年2月15日 提出

(自 1月1日 至 12月31日)

Main income and expense table with columns for item (科目), amount (金額), and category (収入金額, 経費). Includes items like rent (賃貸料), taxes (租税公課), and total income (所得金額).

○不動産所得の収入の内訳 (書ききれないときには、適宜の用紙に書いて内訳書に添付してください。)

Table for real estate income breakdown, including columns for land type (貸家地等の別), purpose (用途), location (不動産の所在地), borrower (賃借人の住所・氏名), and rental amount (貸付面積).

○給与賃金の内訳

Table for breakdown of wages and rent, including columns for name (氏名), age (年齢), employment months (従事月数), and amount (給与賃金賞与).

○事業専従者の氏名等

Table for names and details of business dependents, including columns for name (氏名), age (年齢), and spouse (続柄).

不動産用

必要経費の具体例

科目		具体例	科目		具体例
給料賃金	⑥	◆ 賃貸物件の管理・賃借料の集金人等に支払う給料	租 税 公 課	イ	◆ 賃貸している物件に関する固定資産税、不動産取得税など ※ 所得税・住民税・国保税などは必要経費の対象となりません
減価償却費	⑦	◆ 賃貸している建物・建物付属設備・構築物などの償却費			
貸 倒 金	⑧	◆ 既に収入金額とした未収賃貸料などのうち、回収不能となった金額	損 害 保 険 料	ロ	◆ 賃貸している建物等についての火災・地震保険料など
地 代 家 賃	⑨	◆ 賃貸している建物の敷地の地代など	修 繕 費	ハ	◆ 賃貸している建物等についての修繕のための費用 ※ 資産の価値を増したり、使用期間を延長するような支払は、資本的支出として「減価償却費」扱いとなります
借入金利子	⑩	◆ 賃貸している建物などを取得するための借入金の利子 ※ 元本部分は必要経費の対象となりません			

これらの経費はいずれも、事業を営む上で要したものでなければなりません。そのため、**家庭で使用するもの(事業と直接関係がないもの)は経費となりません。**

〔家事上の費用について〕

・損害保険料、固定資産税、修繕費、水道光熱費などのうち、生活部分に対応する費用は必要経費となりません。

これらのものが必要経費に含まれている場合は貸付面積や使用割合など適切な区分により除外します。

〔減価償却費について〕

・一部の高額な修繕費の支出、または10万円以上の物品の購入をした場合は、1年間で全額を経費とせず、決められた耐用年数に分けて経費とします。

・減価償却費は支出した年月日により、計算方法が異なります。

申告の際には、収入・支出をまとめてくださるよう、ご協力をお願いします。